

債権法改正に関する問題を 具体的な事例に即して解説!

弁護士が弁護士のために説く 債権法改正

事例編

弁護士が 弁護士のために説く 債権法改正

事例編

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編著

債権法改正に関連する問題を
具体的な事例に即して解説!
弁護士が自身のケースにあてはめる際の
一助となる一冊!

第一法規

〔編著〕 東京弁護士会法友全期会 債権法改正特別委員会

A5判/264頁 定価：本体2,900円+税

本書の特長

- ◆債権法改正法案の内容に即した事例とそれに対する端的な回答により、現行民法と改正法案との異同を早期に把握できます!
- ◆事例形式での解説で、自身の取り扱うケースにあてはめやすく、改正後の業務への影響を理解するための一助となる一冊!
- ◆『改訂版 弁護士が弁護士のために説く債権法改正』の姉妹書!

姉妹書

改訂版

弁護士が 弁護士のために説く 債権法改正

東京弁護士会法友全期会
債権法改正特別委員会 編著

大好評「弁護士が弁護士のために説く債権法改正」の改訂版改正法案に即して「実務への影響」をより分かりやすく解説
立法趣旨や実務上の問題を弁護士の視点から一読で把握!
改正が将来の実務に与える影響に備えるための一冊!

第一法規

目次(抜粋)

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1章 意思能力・意思表示・代理・無効及び取消し | 7章 弁済・相殺 |
| 2章 債権の消滅時効・法定利率 | 8章 契約の成立・定型約款・第三者のためにする契約 |
| 3章 契約解除・危険負担 | 9章 売買・請負 |
| 4章 債権者代位・詐害行為取消し | 10章 賃貸借・消費貸借・委任・寄託 |
| 5章 多数当事者・保証債務 | |
| 6章 債権譲渡・債務引受 | |
- 法令索引/判例索引/編集後記/執筆者一覧/編者プロフィール



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<http://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

具体的な事例で解説！ 自身の取り扱うケースにあてはめやすい！

内容見本

わかりやすく

[事例] [Q] [A] [関係条文] [解説] の順に掲載しています。

収録中の判例には、判例データベース『D1-Law.com判例体系』の判例IDを記載しています。
『D1-Law.com判例体系』をご契約の場合は、判決全文・解説等をすぐに確認できます。

1 債権者代位権

1 債権者代位権

(1) 債権者の取立てその他の処分の権限等

事例

AはBに対し、自動車を100万円で売却し引き渡したが、代金は未払である。BはCに対し同自動車を120万円で売却したが引渡しは未了であり、代金も未払である。なお、自動車の登録はAのままとなっている。

Q

債権者Aが債務者Bに対する売買代金債権を被保全債権として債務者Bの第三債務者Cに対する売買代金債権を代位行使した場合でも、債務者Bは第三債務者Cに対して自動車の売買代金120万円につき自ら取立てをすることができるか。

A

債務者Bは第三債務者Cに対して自ら取立てをすることができる。また、第三債務者Cがこれに応じ、債務者Bに対して売買代金を支払った場合、被代位債権は消滅する。

ただし、債務者Bは自動車の引渡しをしていないため、債務者Bが自動車を引き渡すまで、第三債務者Cは同時履行の抗弁を行使して、同抗弁権をもってBの請求を拒むことができる。

▶▶関係条文◀◀

・ 法案423条の5

■ 解説

1 現行民法では、債権者が代位行使に着手し、債務者がその通知を受けたとき又はその代位行使の着手を了知したときの債務者の第三債務者に対する取立権の帰すうについては、明文がない。

判例は、債務者は被代位債権の取立てその他の処分権限を失うとしていた(大判昭和14・5・16民集18巻557頁(27500301))。

しかし、この判例の結論によると、裁判上の手続とは無関係に債務者が自らの取立権限を失うことになり、債務者の地位が著しく不安定なものになる。そのため、法案423条の5前段は、判例の結論を改め、債務者による第三債務者に対する取立権を認めた。

また、従前から、債務者は取立権を失うが、第三債務者が債務者に対して任意に弁済することは妨げられないと解釈されていたことから(奥田昌道編『新版注釈民法Ⅱ』有斐閣(2011年)750頁)、この解釈が法案423条の5後段により明文化された。

本事例において、債務者Bは、債権者Aから代位行使に着手したことの通知を受けたとき又はその着手を了知した後も、第三債務者Cに対して、自動車の売買代金120万円の支払を請求することができる。そして、第三債務者Cは債務者Bに対して120万円を支払うことを妨げられず、その支払により、被代位債権は消滅する。

2 なお、債権者は、第三債務者に対して被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、遅滞なく債務者に対して訴訟告知をしなければならないという規定が新設された(法案423条の6)。

本事例でも、債権者Aが第三債務者Cに対して被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、債権者Aは遅滞なく債務者Bに対して訴訟告知をしなければならない。

他方、現行民法では、債権者の債務者に対する債権の履行期が到来していても、裁判上の代位の許可を受ければ、債権者は代位権を行使可能とされていたが(民法423条2項)、裁判上の代位の許可の制度は廃止され、期限到来前に行使できる被代位権利は、保存行為に限られることになった(法案423条2

姉妹書『改訂版 弁護士が弁護士のために説く 債権法改正』も好評発売中！

詳細・お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規 債権法改正・事例

検索

CLICK!